

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

別紙1(詳細)

令和6年3月15日
県北建設事務所

- 1 規模の大きい工事での事故防止対策
請負額が概ね1億円を超える多工種の工事について、担当課長による安全管理状況のチェック(毎月)の他に、専門技術管理員による安全パトロールを実施する。
- 2 作業着手後、早期の段階での事故防止対策
 - (1)1日の作業開始後2～3時間以内の対策
作業開始直後の事故発生が多いことを、各社の安全管理者へ情報提供する。
朝礼、KY活動での安全確認や体調確認の徹底について、定期的に促す。
 - (2)工事着手後2～3ヵ月以内の対策
着手後3ヶ月以内の現場は、重点的に安全確認を実施する。
- 3 夏場特有の事故の防止対策
 - (1)熱中症防止対策
気温の長期予報などを参考に、早めに熱中症対策の情報を各社に提供する。
暑さに体が慣れていない4～5月に気温が上昇する場合はメールで直接情報提供する。
毎月の安全管理状況のチェック時に熱中症対策の実施状況を確認する。
 - (2)刈り払い機による事故の防止対策
刈り払いシーズン前に安全情報を各社に提供する。
植栽管理委託の受注者に安全講習会などを開催し安全対策を確認する。
- 4 近年発生が多い事故の防止対策
 - (1)上空障害物対策
架空線等上空施設の現地調査結果の監督員報告を厳守させる。
毎月の安全管理状況のチェック時に架空線の地上表示や接近防止対策を確認する。
 - (2)交通事故対策
仮設道路においては、視線誘導標などを運転者が確実に視認できるように設置する。
路盤状態で交通開放する場合は、路面状態の確認を徹底させる。
- 5 営繕工事にかかる事故防止対策
転落、墜落事故が発生していることから、墜落制止用器具(安全带)の使用の確認及び仮設足場を伴う工事は足場設置完了時に点検と使用方法の確認を行う。
受託工事は発注者が異なるため、受注者に安全管理の認識が低い業者があり、管内建設工事安全推進協議会へ参加とともに、これらに対し当所が開催する労働基準監督署の安全講話などへの任意参加を強く促す。
- 6 その他、各事務所特有の状況を踏まえた事故防止対策
受注企業の数が多いことから、事務所と受注企業で構成する管内建設工事安全推進協議会による安全情報の共有(メール施行)を適時に実施し、労働災害を防止する。

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

資料2-3

令和6年3月15日
県中建設事務所

- 1 規模の大きい工事での事故防止対策
 - ・ 比較的規模が大きい工事(土木工事4,000万円、建築工事8,000万円)を中心に、安全パトロール(抜き打ち、安全推進協議会)を実施する。
- 2 作業着手後、早期の段階での事故防止対策
 - (1)1日の作業開始後2～3時間以内の対策
 - ・ 施工計画書策定時において、午前及び午後の作業開始前における作業員の体調管理やKY活動(危険予知)の内容充実を図るよう受注者へ求める。
 - (2)工事着手後2～3ヵ月以内の対策
 - ・ 工事着手後1ヵ月以内(初回)の現場工程会議において、施工計画書における作業計画や作業手順等の安全管理体制や、この計画に基づく現場の実施状況を重点的に点検する。
- 3 夏場特有の事故の防止対策
 - (1)熱中症防止対策
 - ・ 気温の上昇に備え、5月末の現場工程会議から、「熱中症対策に必要な費用を工事費に計上できること」、「休んだ日数を契約工期に追加できること」を受注者に周知するとともに、R5作成の注意喚起資料を受注者へ配布する。
 - (2)刈り払い機による事故の防止対策
 - ・ 施工計画書策定時において、刈り払い機の作業手順や第三者への対応を含めた安全管理対策の記載を受注者へ求めるとともに、R5作成の注意喚起資料を受注者へ配布する。
- 4 近年発生が多い事故の防止対策
 - (1)上空障害物対策
 - ・ 施工計画書策定時において、上空障害物に対する現場の防止対策や建設機械の操作手順など、安全管理対策の記載を受注者へ求める。
 - ・ 安全パトロール及び現場工程会議時に、上空障害物に対する防止対策の有無を確認する。
 - (2)交通事故対策
 - ・ 安全推進協議会等を活用した安全研修会を開催し、交通事故等の発生事例の紹介などにより、交通ルールの遵守や安全運転の徹底を呼びかける。
- 5 営繕工事にかかる事故防止対策
 - ・ 月1回の現場工程会議及び安全パトロール実施箇所(営繕工事箇所)を積極的に選定し、現場条件を踏まえた安全対策の実施状況を確認する。
- 6 その他、各事務所特有の状況を踏まえた事故防止対策
 - ・ 長期休暇に伴う工事現場休止中の公衆災害発生を防止するため、長期休暇前に工事現場の閉鎖状況等について安全を確認する。
 - ・ 事故発生状況の所内情報共有(横展開)や、各現場代理人に対して事故状況や時期を踏まえた注意喚起を行う。

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

別紙1(詳細)

令和6年3月15日

県南建設事務所

- 1 規模の大きい工事での事故防止対策
規模の大きい工事においては、現場着手前に現場内の安全計画を確認し、段階確認や現場工程会議時など随時現場での安全対策状況を確認し、適切に指導する。
- 2 作業着手後、早期の段階での事故防止対策
 - (1) 1日の作業開始後2～3時間以内の対策
午前中の事故発生割合が特に高いことを踏まえ、作業員に対して朝礼等で午前中の事故率の高さの周知と注意喚起を行うよう現場代理人に指示する。
 - (2) 工事着手後2～3ヵ月以内の対策
現場着手2～3ヶ月以内の事故発生割合が特に高いことを踏まえ、現場着手前に現地状況を確認したうえで施工計画書に記載された安全計画を精査する。
- 3 夏場特有の事故の防止対策
 - (1) 熱中症防止対策
熱中症防止対策費用の計上方法について改めて受注者に周知し、4月の工程会議から現場での熱中症対策について確認する。
 - (2) 刈り払い機による事故の防止対策
刈り払い機を使用する作業に対し、機械の取り扱い方法や安全対策について十分に周知するよう現場代理人に指示する。
- 4 近年発生が多い事故の防止対策
 - (1) 上空障害物対策
現場着手前に現場代理人と現地で上空障害物の確認と対策の協議を行い、施工計画書の安全計画に反映させるほか、現場において実施状況を確認する。
 - (2) 交通事故対策
運転業務に従事する作業員に対し、定期的に安全運転教育を行うほか、朝礼時の健康確認に配慮するよう現場代理人に指示する。
- 5 営繕工事にかかる事故防止対策
建物を使用している居ながら工事では、使用者と工事関係者との道線を明確化、建物周辺の既存埋設物の把握や狭小な場所での安全確保等を適切に行う。
資材等の飛散を防止するため、強風時には、現場に注意喚起を行うとともに、必要に応じ現場パトロールを行う。
- 6 その他、各事務所特有の状況を踏まえた事故防止対策
管内の事故発生状況を受発注者間で情報共有するとともに、その対策の実施状況について研修会等で発表し、同種事故の発生を抑制する。
課長以上による現場パトロールを実施し、第三者の目で現場の安全対策実施状況を確認する。

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

別紙1(詳細)

令和6年3月15日

会津若松建設事務所

- 1 規模の大きい工事での事故防止対策
安全協議会等により下請け業者との連絡を強化し、輻輳する作業の解消や安全対策の強化について助言する。
- 2 作業着手後、早期の段階での事故防止対策
 - (1) 1日の作業開始後2～3時間以内の対策
初回打合せ時に、事故の発生は午前中に多いことを周知し、危険予知活動及び、作業員、特に新規入場者への安全教育の強化を受注者へ求める。
 - (2) 工事着手後2～3ヵ月以内の対策
現場特有の条件を踏まえた安全対策の策定し、作業員に対し新たな作業や、不慣れた作業時にきめ細やかな安全教育の実施を受注者へ求める。
現場説明など初回の現場立会において、周辺環境、作業内容を確認し事故のリスクの洗い出しを行ない、安全対策の実施を助言する。
- 3 夏場特有の事故の防止対策
 - (1) 熱中症防止対策
5月の工程会議から熱中症に対する注意喚起を行い、熱中症対策費用の計上及び休んだ日の工期延長について周知する。
工程会議において休憩時間や工事休止など熱中症対策の実施状況を確認し、熱中症対策の改善について助言する。
 - (2) 刈り払い機による事故の防止対策
事前確認による飛び石の危険性が高い箇所の把握や、障害物等がある箇所の刈り払い機の使用の判断基準を定めるなど安全対策について助言する。
- 4 近年発生が多い事故の防止対策
 - (1) 上空障害物対策
現場説明など初回の現場立会において、架空線等上空障害物の有無と事故のリスクの確認を行ない、安全対策の実施を助言する。
土砂搬出先等の工事現場外の上空障害物対策について助言する。
 - (2) 交通事故対策
現場入場者全員に対する交通ルール、マナーの遵守等の交通安全指導を受注者へ求める。
- 5 営繕工事にかかる事故防止対策
利用平行改修の敷地内では「工事及び作業員車両の事故対策」、複数工種が輻輳する仕上げ時期には「無理のない工程」とすることを受注者へ求める。
- 6 その他、各事務所特有の状況を踏まえた事故防止対策
1年を通じ事故が発生していることから、現場入場者全員の安全意識向上のため、危険箇所の見える化や警告看板の設置等の対策を受注者へ求める。
事故の増加傾向がみられる7月中旬から8月中旬の1ヶ月間、さらに冬期間施工が本格化する11月中旬から12月中旬の1ヶ月間を「安全対策強化期間」として受注者へ周知し、発注者による現場パトロールの実施等の安全対策に取り組む。

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

別紙1(詳細)

令和6年3月15日

喜多方建設事務所

1 規模の大きい工事での事故防止対策

- ・毎月の定例打合せ又は現場工程会議に上司が同席し、現場特性、工事進捗、天候等に即した具体的な留意事項を施工者へ伝え事故防止対策について助言を行う。
- また、工期がせまれば、焦りがでて事故へとつながるため、毎月の現場工程会議等で工事遅延のフォローアップの確認を行い、余裕をもった工程となるよう工程管理に努める。
- ・初回打合せ時において安全教育等の工夫に対し評定の加点が可能な旨周知を図り、積極的な取り組みを促す。(第1評定の創意工夫の「21.安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫」。)

2 作業着手後、早期の段階での事故防止対策

(1) 1日の作業開始後2～3時間以内の対策

- ・初回打合せ時には、作業開始後2～3時間以内の事故が多いことと伝えるとともに施工計画書には現場特性を勘案した具体的な事故防止対策について立案するように助言を行う。
- ・朝礼での注意喚起の徹底(KY活動で「指差し呼称」の徹底等)や作業員の健康管理を実施するよう指導するとともに、監督員や担当課長の現場立ち合いにおいても、その都度KY活動等の内容を確認する。

(2) 工事着手後2～3ヵ月以内の対策

- ・初回打合せ時には、工事着手2～3ヵ月以内の事故が多いことと伝えるとともに施工計画書には現場特性を勘案した具体的な事故防止対策について立案するように助言を行う。
- また、現場確認の頻度を増やし、施工計画書と現場条件の整合性や設計どおりの仮設計画であるかの確認を行う。

3 夏場特有の事故の防止対策

(1) 熱中症防止対策

- ・気温上昇に備え、「熱中症対策に必要な費用を工事費に計上できること」、「休んだ日数を契約工期に追加できること」を受注者に周知し、熱中症対策の費用計上、工期の変更を適正に実施する。

(2) 刈り払い機による事故の防止対策

- ・作業前に、機械取り扱いの確認、服装と安全装備の装着、第三者への安全対策等を再確認するよう受注者に周知する。
- ・作業員の安全教育として、刈り取り作業に対する安全衛生団体等が実施する安全衛生教育の受講を推奨する。

4 近年発生が多い事故の防止対策

(1) 上空障害物対策

- ・令和3年10月版喜多方建設事務所「架空線等上空施設に係る現場のチェックリスト」による各現場での施工段階における確認の徹底を図る。

- ・障害物の養生、目に見える注意喚起の徹底(目印表示、のぼり旗等の設置)

(2) 交通事故対策

- ・管内警察署より講師を招き、交通ルール、交通マナー等の講習会を開催する。

5 営繕工事にかかる事故防止対策

- ・初回打合せに上司が同席し、現場特性に即した具体的な留意事項を施工者へ伝え施工計画書に具体的な事故防止対策を立案させる。
- ・監督員は施工計画書のとおり事故防止対策を行っているか確認するとともに、上司は不定期に監督員と現場確認を行う。

6 その他、各事務所特有の状況を踏まえた事故防止対策

- ・令和5年度当事務所では、労働災害等が7～9月(夏季)に集中し、冬季間でも発生したため、事前確認による危険防止として、夏季、冬季の始めに抜き打ち安全パトロールを実施し、熱中症や凍結、落雪、風雪等の労働災害等防止に努める。
- また、令和6年度の事故の状況等により、抜き打ち安全パトロール、労働安全講習会の開催、労働災害防止に関する標語募集の実施時期を臨機応変に見直し、実施する。
- ・労働災害等防止のため、官民合同安全パトロールの実施や労働安全に係るニュースレターによる情報発信を行う。

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

別紙1(詳細)

令和6年3月13日
南会津建設事務所

- 1 規模の大きい工事での事故防止対策
慣れ
安全パトロールを複数回実施することで、現場の慣れから起こる事故を未然に防げるよう意識向上を図る。
- 2 作業着事後、早期の段階での事故防止対策
(1) 1日の作業開始後2～3時間以内の対策
現場工程会議において、KY活動の具体的内容を確認すると共に、適宜指導を行う。
(2) 工事着事後2～3ヵ月以内の対策
初回打合せにおいて、新規入場者教育の実施方法等、具体的内容を確認すると共に、適宜指導を行う。
- 3 夏場特有の事故の防止対策
(1) 熱中症防止対策
現場工程会議において、熱中症対策としての日陰の確保、塩分、水分の確保について方針、方法を確認し適宜助言を行う。
(2) 刈り払い機による事故の防止対策
初回打合せにおいて、作業員のゴーグル装着の徹底を指導するとともに、単独作業でなく飛散防止作業者との作業を指導する。
- 4 近年発生が多い事故の防止対策
(1) 上空障害物対策
現場工程会議において、上空障害物の目印の設置確認を確実にを行う。
(2) 交通事故対策
現場立会時等、繰り返し車止め設置等の車輛管理を確認し適宜指導を行う。
- 5 営繕工事にかかる事故防止対策
工程に応じた安全パトロールを行い、現場の安全管理状況や日頃のKY活動の実施状況等を確認し、必要な助言・指導を行う。
- 6 その他、各事務所特有の状況を踏まえた事故防止対策
除雪作業に伴う事故については、速やかに各業者に事故事例を周知し注意喚起を図る。

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

別紙1(詳細)

令和6年2月15日
相双建設事務所

- 1 規模の大きい工事での事故防止対策
特に規模の工事については、現場着手前に現場内の安全計画を確認するほか、段階確認や現場工程会議事など、随時現場の安全対策実施状況を確認し適切な指導を行う。
- 2 作業着事後、早期の段階での事故防止対策
(1) 1日の作業開始後2～3時間以内の対策
午前中の事故発生割合が特に高いことを踏まえ、作業員に対して朝礼で午前中の事故発生率の高さの周知と注意喚起を行うよう現場代理人に指示を行う。
(2) 工事着事後2～3ヵ月以内の対策
現場着事後3ヵ月以内の事故発生割合が特に高いことを踏まえ、現場着手前に現地状況を確認した上で、施工計画書に記載された安全計画を精査する。
- 3 夏場特有の事故の防止対策
(1) 熱中症防止対策
熱中症防止対策費用の計上方法について改めて受注者に周知するほか、4月末の工程会議から現場の熱中症防止対策の確認を行う。
(2) 刈り払い機による事故の防止対策
刈り払い機を使用する作業員に対して、機械の取扱方法・安全対策について十分に周知するよう現場代理人に指示を行う。
- 4 近年発生が多い事故の防止対策
(1) 上空障害物対策
現場着手前に現場代理人と現地で上空障害物の確認・対策の協議を行い、施工計画書の安全計画へ反映させるほか、現場において実施状況を確認する。
(2) 交通事故対策
運転業務に従事する作業員に対して、定期的に安全運転教育を行うほか、朝礼時の健康確認に配慮するよう現場代理人に対して指示を行う。
- 5 営繕工事にかかる事故防止対策
建物を使用している居ながら工事では、使用者と工事関係者との動線を明確化、建物周辺の既存埋設物の把握、狭小な場所での安全確保等を適切に行う。
- 6 その他、各事務所特有の状況を踏まえた事故防止対策
管内の事故発生状況を受発注者間で情報共有するとともに、事故の発生状況・対策の実施状況について安全研修会で発表し、同種事故の発生を抑制する。
課長以上に射よる抜き打ち現場パトロールを実施し、第三者の目で現場の安全対策実施状況を確認する。

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

別紙1(詳細)

令和6年3月15日
富岡土木事務所

- 1 規模の大きい工事での事故防止対策
 - ・現場着手前に現場代理人と現場を踏査し、事故因子と対策が施工計画書に反映されているか確認する。
 - ・現場立会時や工程会議で実施状況を確認し不備があれば是正を指示する。
- 2 作業着手後、早期の段階での事故防止対策
 - (1) 1日の作業開始後2～3時間以内の対策
 - ・施工計画書を作成する前に、午前中の事故発生率が高いことを現場代理人へ周知し、現場着手前の段階で施工計画書に対策が反映されているか確認する。
 - ・現場立会や工程会議は、午前中から実施することとし安全対策実施状況を確認する。
 - (2) 工事着手後2～3ヵ月以内の対策
 - ・現場着手後2～3ヶ月以内の事故発生割合が高いことから、現場着手後2ヶ月が経過した箇所は合同抜き打ち安全パトロールや所長・業務担当次長による現場確認を実施する。
- 3 夏場特有の事故の防止対策
 - (1) 熱中症防止対策
 - ・夏場に工事を実施する箇所について、「熱中症対策に必要な経費を現場管理費で補正できること」を現場代理人へ周知し、現場着手前の段階で施工計画書に熱中症防止対策が反映されているか確認する。
 - ・現場立会時や工程会議で、熱中症防止対策実施状況を確認する。
 - (2) 刈り払い機による事故の防止対策
 - ・刈り払い機を使用する作業員に対して、新規入場者教育や社内安全教育で機械の取扱方法・安全対策について十分に周知するよう現場代理人に指示し、現場立会時や工程会議で、実施状況を確認し不足があれば対策を講じるよう指示する。
- 4 近年発生が多い事故の防止対策
 - (1) 上空障害物対策
 - ・現場着手前に現場代理人と現場を踏査し、上空障害物の確認と対策が施工計画書に反映されているか確認する。
 - ・現場立会時や工程会議で、実施状況を確認し不備があれば是正を指示する。
 - (2) 交通事故対策
 - ・運転業務に従事する作業員に対して、定期的な安全運転教育を行うよう現場代理人へ指示し、工程会議で実施状況を確認する。
- 5 営繕工事にかかる事故防止対策
 - ・現場着手前に現場代理人と現場を踏査し、営繕工事特有の事故因子と対策が施工計画書に反映されているか確認する。
 - ・現場立会時や工程会議で、実施状況を確認し不備があれば是正を指示する。
- 6 その他、各事務所特有の状況を踏まえた事故防止対策
 - ・地域外からの作業員が多く、環境対策への意識が希薄な傾向にあり、公衆災害事故発生の原因となることから、課長以上等による合同抜き打ち現場パトロールを実施し、多くの技術系職員の目により現場での危険箇所の確認を行い、それら箇所の是正を行う。
 - ・管内の事故発生状況と事故因子・対応状況について受発注者間で情報共有するとともに、その内容を技術系職員へ周知し、同種事故発生の抑制を啓発する。

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

別紙1(詳細)

令和6年3月7日
いわき建設事務所

- 1 規模の大きい工事での事故防止対策
 - ・令和5年度に大規模工事（小名浜道路、夏井川・好間川改良復旧）での労働災害発生件数は2件で、公衆災害は発生していないが、交通事故が5件（全体は7件）発生した。
 - ・対策として、施工計画書の交通管理に関して「誰が・いつ・どのように・何を」を明確にしたうえで現場条件を適切に反映した記載内容となっているかを監督員が精査し、不備があれば変更施工計画書の提出を求める。また、記載内容が確実に実施されているかを監督員が現場で確認するとともに、毎月実施している安全パトロールで課長も再確認する。
- 2 作業着手後、早期の段階での事故防止対策
 - (1) 1日の作業開始後2～3時間以内の対策
 - (2) 工事着手後2～3ヵ月以内の対策
 - ・(1)及び(2)の共通の対策として、今回提供された「資料1」及び「別紙2」について年度当初の所内課長会議で専門技術管理員が周知するとともに、「いわき建設事務所管内建設工事安全推進協議会」の総会で専門技術管理員が周知する。
- 3 夏場特有の事故の防止対策
 - (1) 熱中症防止対策
 - ・令和5年度は組織的に熱中症の防止対策状況を現場で確認したところ、発生件数は熱中症の疑いがあるとされた1件だったことから、令和6年度も同様に熱中症の防止対策状況を組織的に現場で確認する。
 - (2) 刈り払い機による事故の防止対策
 - ・令和5年度は刈り払い機による労働災害が2件発生したが、いずれも作業員の不注意が原因であったことから、令和6年度も同様に施工（業務）計画書の安全管理に防止策が具体的に記載されているかを監督員が確認してから受理したうえで、現場での履行状況の確認をするよう監督員に助言する。
- 4 近年発生が多い事故の防止対策
 - (1) 上空障害物対策
 - ・令和5年度は地下埋設に関する公衆災害が2件発生したため、対策として、所内課長会議で架空線や地下埋設物の事故事例を周知するとともに、安全パトロールで現場での対策状況を各課長が確認し、不備があれば受注者への是正を指示する。
 - (2) 交通事故対策
 - ・上記「1」に記載した対策を確実に実施する。
- 5 営繕工事にかかる事故防止対策
 - ・営繕工事に関する事故は発生していないが、小名浜道路関連工事での安全対策を徹底する。
- 6 その他、各事務所特有の状況を踏まえた事故防止対策
 - ・特に無し。

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

別紙1(詳細)

令和6年3月15日
相馬港湾建設事務所

- 1 規模の大きい工事での事故防止対策
 - ・規模の大きい工事は、施工箇所が広範囲になる場合や多種多様な工種が混じるなど、進捗状況により、事故防止対策等の注意すべき観点が変化する可能性がある。
 - ・その時の作業に応じた安全管理や事故防止対策を現場で作業する各々が、事故防止の意識を持つてる取組を行うよう指導する。
 - 2 作業着手後、早期の段階での事故防止対策
 - (1) 1日の作業開始後2～3時間以内の対策
 - ・作業開始直後の時間帯での事故は、十分に身体が動ける状況にないことや、当日の作業にまだ慣れていない状況などによる不注意が原因として考えられる。
 - ・作業開始直後は、不注意による事故が起きやすい状況になっていることをKY活動で伝えるよう指導する。
 - (2) 工事着手後2～3ヵ月以内の対策
 - ・工事着手からしばらく経過すると、作業にも慣れてくることにより、必要な安全対策や確認事項を疎かにしたことにより、やっておけば防げたかもしれない事故が発生することが考えられる。
 - ・作業に入る前に、慣れて作業してないか？必要な安全対策はしているか？など作業員が意識を持てる取組を行うよう指導する。
 - 3 夏場特有の事故の防止対策
 - (1) 熱中症防止対策
 - ・当事務所の工事現場は、日陰が少なく日光を直接浴びる環境での作業となる。
 - ・令和5年度は、数件の熱中症が発生したが、早期に医療機関を受診させるなど、現場代理人の適切な対応により、軽微なもので治まった。
 - ・今後も夏場においては、熱中症の危険が高まる可能性があるため、少しでも作業員の体調に違和感を感じたら、早期に対応するよう指導していく。
 - 4 近年発生が多い事故の防止対策
 - (1) 交通事故対策
 - ・当事務所の現場では、特定の利用者の車両だけでなく、一般の車両が多く入り込み、一般道路と異なる走行をする車両が見受けられる。
 - ・工事車両の通行の際は、このような車両もいることを想定した運転が必要であることを指導する。
 - 5 その他、各事務所特有の状況を踏まえた事故防止対策
 - ・当事務所の工事は、岸壁付近や洋上での作業があり、海面への転落事故が想定される。
 - ・そのような場所については、ライフジャケットを身につけるよう指導するとともに、必要に応じバリケードや柵などの転落防止対策をするよう指導する。
 - ・また、現場は強風(特に冬場)となることが多く、風に煽られ体勢を崩し、吐きに予想外の動きをしてしまう可能性がある。
 - ・強風時の事故のリスクを認識し対応策を講じるよう指導する。
- ◎上記1～5について、現場工程会議・段階確認・抜き打ちパトロールなどにおいて、作業員まで伝えるよう、現場代理人を通じ、書面等で指導していく。

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

別紙1(詳細)

令和6年3月00日
小名浜港湾建設事務所

- 1 規模の大きい工事での事故防止対策
 - ・実際に事故を起こすのは主に下請けであるため、安全講習会への受注者の参集範囲を下請けまで広げて開催し、直接伝える。
- 2 作業着手後、早期の段階での事故防止対策
 - (1) 1日の作業開始後2～3時間以内の対策
 - ・体調的な要因が大きいと思われるため、朝礼時の体調確認(顔色、熱、酒の臭い等)を徹底するとともに体操を形式的なものではなく効果的なものとなるように指導する。
 - (2) 工事着手後2～3ヵ月以内の対策
 - ・慣れが生じることが原因と思われるため、緊張感を維持するために2～3ヶ月目の現場では課長以上のパトロールを月1回行い、必ず1つ以上改善事項を指示する。
- 3 夏場特有の事故の防止対策
 - (1) 熱中症防止対策
 - ・港湾・漁港においては日陰が少なく照り返しも強い特性があるため、夏期にかかる工事においては熱中症対策として仮設テント等で日陰を設けることを施工計画書に記載し実行する。
 - (2) 刈り払い機による事故の防止対策
 - ・作業員同士の離隔を確保した配置計画を施工計画書(業務計画書)に記載し実行する。
- 4 近年発生が多い事故の防止対策
 - (1) 上空障害物対策
 - ・路面標示等により上空障害物の注意喚起を行うことを施工計画書に記載し実行する。
 - (2) 交通事故対策
 - ・港湾、漁港内では荷役事業者や漁業者など利用者の車両が頻繁に通行することから、港湾、漁港利用者の通行を優先することで接触の機会を減らし交通事故を抑制するため、施工計画書に交通管理について記載し実行する。
- 5 営繕工事にかかる事故防止対策
 - ・倉庫修繕等の事故が想定されるため、作業員の墜落・資材落下防止対策を施工計画書に記載し実行する。
- 6 その他、各事務所特有の状況を踏まえた事故防止対策
 - ・船艀給水、給電等埋設物が多い特性があるため、埋設物対策(台帳等の事前確認、利用者への聞き取り、疑わしい場所での慎重な掘削)について施工計画書に記載し実施する。また、小名浜港におけるクレーン補修等の事故が想定されるため、作業員の墜落・クレーン部材を含めた落下防止対策を施工計画書に記載し実行する。

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

別紙1(詳細)

令和6年3月12日
福島空港事務所

- 1 規模の大きい工事での事故防止対策
 - ・規模の大きい工事では多くの下請業者の出入りが想定されることから、安全パトロールや打合せにおいて、下請業者を含め現場作業全般の把握、作業員の安全教育実施等を徹底するよう受注者に周知する。
 - ・工事着手時の打合せにおいて、完了前に作業が集中するなど無理な工程を組まないよう受注者へ周知するとともに、工程遅延となる要因が生じた場合、速やかに解決できるようワンデーレスポンスを徹底する。
- 2 作業着手後、早期の段階での事故防止対策
 - (1) 1日の作業開始後2～3時間以内の対策
安全パトロールや打合せにおいて、作業員の体調把握やKY活動、新規入場者教育の徹底を受注者に周知する。
 - (2) 工事着手後2～3ヵ月以内の対策
各作業におけるリスクの洗い出しを行い、打合せにおいて発注者・受注者双方で共有するとともに、各リスクへの対応策を講じ、事故を未然に防止する。
- 3 夏場特有の事故の防止対策
 - (1) 熱中症防止対策
気温の上昇に備え、工事着手時の打合せにおいて「熱中症対策に必要な費用を工事費に計上できること」、「休んだ日数を契約工期に追加できること」を受注者に周知する。
 - (2) 刈り払い機による事故の防止対策
安全パトロールや打合せにおいて、機械等の取扱いに際し、基本的な操作手順の確認と遵守の徹底を受注者に周知する。
- 4 近年発生が多い事故の防止対策
 - (1) 上空障害物対策
安全パトロールや打合せにおいて、重機等の操作範囲の把握、障害物有無の事前確認及び障害物の明示、作業時に誘導員の配置による目視確認を徹底するよう受注者に周知する。
 - (2) 交通事故対策
安全パトロールや打合せにおいて、交通ルール遵守の徹底、交通マナーの実践について受注者に周知する。
- 5 営繕工事にかかる事故防止対策
工事着手時の打合せにおいて、事故等により建物等施設の運用に支障を来すことのないよう工事対象範囲における事前調査の実施を徹底するとともに、作業工程など施設管理者との連絡を密に行うよう受注者に周知する。
- 6 その他、各事務所特有の状況を踏まえた事故防止対策
 - ・空港の制限区域内で工事を行う受注者に対し、保安規程等に基づき指導を行うとともに、規程等の遵守徹底について周知する。
 - ・技術管理課から提供のあった県内における事故発生情報について、監督員を通して受注者へ情報提供を行う。

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

別紙1(詳細)

令和6年3月13日
県北流域下水道建設事務所

- 1 規模の大きい工事での事故防止対策
 - ・規模の大きい工事では、1次下請、2次、3次…と携わる業者が多くなるが、元請となる業者と比べると、下請けになればなるほど少人数の会社が多く、安全管理も徹底されていない傾向があるので、元請となる会社がしっかりと安全教育や安全パトロールを徹底する必要がある
- 2 作業着手後、早期の段階での事故防止対策
 - (1) 1日の作業開始後2～3時間以内の対策
 - ・定期的なパトロールを行い、不安全行動を発見した際には、作業を中断させて安全対策を実施した上で工事を再開させる。
 - (2) 工事着手後2～3ヵ月以内の対策
 - ・工事に慣れて事故が発生しやすくなる時期なので、作業中に起こり得る事故等を想定して、危険予知訓練を実施する。
- 3 夏場特有の事故の防止対策
 - (1) 熱中症防止対策
 - ・早出、残業等による作業時間帯の変更
 - ・作業者は仕事に集中しており時間の経過や熱中症など気づきにくいことから、現場代理人がしっかりと定期的に休憩を取らせる必要がある
 - (2) 刈り払い機による事故の防止対策
 - ・刈り幅の制限（大きく振り回さない）
 - ・近接箇所でも同時に草刈りをさせない
 - ・接近アラームを携帯させる
- 4 近年発生が多い事故の防止対策
 - (1) 上空障害物対策
 - ・上空障害物の下に、単管パイプなどで高さ制限をかける
 - ・電線に被覆材（黄/黒）を設置する。
 - (2) 交通事故対策
 - ・誘導員との連携強化
 - ・日中の作業でも、目立つ標識（照明、回転灯）を設置する
- 5 営繕工事にかかる事故防止対策
 - ・高所やはしご等からの墜落防止として、必ず安全帯を着用させる
- 6 その他、各事務所特有の状況を踏まえた事故防止対策
 - ・下水道マンホールや管渠内では硫化水素が発生し、場合によっては死に至ることもあることから、送風機の利用、防塵マスクの着用を徹底させる
 - ・下水道マンホールや管渠内では局地的な大雨による水難の危険性があることから、気象情報の確認と作業中止基準の設定の遵守を徹底させる。
 - ・水処理施設（池）や各施設におけるマシンハッチ、トップライトなどの墜落、転落の危険性がある開口部周辺での作業にあたっては、作業前にフェンスや覆蓋の安全性を確認することを徹底させる。

令和4、5年度の事故発生状況に応じた対策

別紙1(詳細)

令和6年3月15日
県中流域下水道建設事務所

1 規模の大きい工事での事故防止対策

- ・契約金額500万円以上、又は、現場が30日以上稼働する請負工事及び業務委託は、「建設工事等安全推進連絡協議会」の構成員となり、運転管理業務受託者や下水道公社とともに、安全管理に関する会議(年4回開催)や、随時(R5は2月末時点で計17回)情報共有を実施することにより、事故の発生を未然に防止し、就労者の安全、衛生及び作業環境の向上を図る。

2 作業着手後、早期の段階での事故防止対策

- ・当該工事の施工方法及び仮設計画が、現場条件に合致した安全なものとなっているか確認するため、施工計画書を現場に持参し、現場を視ながら施工方法、仮設計画を確認する。
- ・(機器の工場製作が完了し)現場作業に着手した早期の段階で、全ての工事で業務担当次長や監督員等が参加し、チェックリストを用いて安全パトロールを実施する。

3 夏場特有の事故の防止対策

(1)熱中症防止対策

- ・安全パトロールや現場工程会議の際に、熱中症対策の内容を確認し、必要に応じ助言を行う。又、必要な費用を工事費に計上できること等の周知を行う。

(2)刈り払い機による事故の防止対策

- ・現場工程会議等の際に、服装や安全装備、第三者への安全対策などの内容を確認し、必要に応じて助言を行う。

4 下水道工事に特有の事故防止対策

(1)下水道に関する事故等の情報共有

- ・国土交通省下水道部から毎月発出される、「下水道セーフティーネット」等、下水道に関する事故等、安全管理に関する情報を、建設工事等安全推進連絡協議会の構成員に速やかに通知し、情報共有を徹底する。

(2)有毒ガス対策

- ・硫化水素中毒や酸素欠乏症による事故を防止するため、マンホール内や下水処理場内の有毒ガスの発生が予想される箇所に立ち入る際は、事前にガス検知機による測定を徹底するとともに、必要に応じてファン等による強制換気を実施することにより、事故を未然に防止する。